

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正について

1 要旨・目的

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）の運用開始に向けた取組状況を踏まえ、「広島県土砂の適正処理に関する条例」（平成16年広島県条例第1号。以下「土砂条例」という。）の改正案を令和5年6月定例会に上程することとし、この概要について説明する。

2 現状・背景

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、盛土規制法が令和5年5月26日に施行された。

本県では、令和5年9月28日の早期運用開始を目指して、指定都市及び中核市（広島市、呉市及び福山市。以下「3市」という。）を除く全市町の区域を対象に規制区域を指定するとともに、「広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」（以下「上乗せ条例」という。令和5年6月定例会に上程）を定め、盛土等に対する規制が、現行の土砂条例による規制（2,000㎡以上の土砂埋立行為の許可制）よりも緩和されることがないように措置することとしている。

3 土砂条例改正等の概要

盛土規制法及び上乗せ条例では、土砂条例と同等以上の規制強化が隙間なく図られることから、土砂条例の一部改正を行う。

(1) 土砂埋立行為の許可の適用除外に係る規定の整備

盛土規制法に基づき指定された規制区域における土砂埋立行為については、土砂条例の許可を不要とすることについて規定する（当該規制区域の指定の際現に土砂条例の許可に係る土砂埋立行為が完了していないものを除く。）。

これにより、県による規制区域指定後は、3市を除く全市町の区域において、土砂条例の許可が不要となる。

なお、3市の区域については、それぞれの市の権限において規制区域が指定されるまでの間は、引き続き土砂条例による規制の対象となるものである。

(2) 土砂の搬出に係る規定について

土砂条例では、土砂埋立行為の許可の規制と併せて、土砂の搬出の届出についても規定しているが、盛土規制法の実効性を高めるためには、盛土等の行為そのものに関する出口規制と併せて、建設発生土の搬出の実態を把握し、土砂の発生段階から適正な処理を推進させることが必要であることから、当該規定については改正せず、現行どおり運用する。

○ 500㎡以上の土砂の搬出の届出制度

- ・土砂の発生場所（工事箇所）
 - ・土砂の数量
 - ・搬出期間
 - ・搬出先の土地の所在 等
- （搬出先等が不適切であれば勧告）

4 スケジュール

令和5年6月定例会 議案上程

令和5年9月28日 改正条例施行予定（盛土規制法運用開始予定）